

○厚生労働省告示第百六十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第一項及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準は、同年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 この告示において「基準時点の利付国庫債券(十年)応募者利回り」とは、基準時点前の直前に発行された利付国庫債券(十年)をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。</p> <p>7 この告示において「基準時点の利付国庫債券(二十年)応募者利回り」とは、基準時点前の直前に発行された利付国庫債券(二十年)をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。</p> <p>8 (略)</p> <p>(一号収支分析の実施) 第四条 一号収支分析は毎事業年度行うものとし、一号収支分析が対象とする期間(第六条及び第七条において「一号分析期間」という。)は、基準時点から少なくとも十年間及び基準時点から全ての共済契約が消滅するまでの期間(以下「全期間」という。)の二種類とする。</p> <p>2 共済計理人が合理的であると判断する場合は、前項の規定にかかわらず、全期間ではない期間を一号分析期間とすることができる。この場合において、共済計理人は、全期間に代えて、全期間ではない期間を一号分析期間とする旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により全期間ではない期間を一号分析期間とする場合における第六条第六項、第七条第一項第三号及び同条第七項の規定の適用については、これらの規定中「全期間」とあるのは、「第四条第二項において規定する一号分析期間」とする。</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 5 (略)</p> <p>6 この告示において「利付国庫債券(十年)応募者利回り」とは、利付国庫債券(十年)をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。</p> <p>7 (新設)</p> <p>(一号収支分析の実施) 第四条 一号収支分析は毎事業年度行うものとし、一号収支分析が対象とする期間(第六条及び第七条において「一号分析期間」という。)は、基準時点から少なくとも十年間とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

4 一号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うものとする。

5 共済計理人が特に必要と判断する場合は、前項の規定にかかわらず、更に細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行うことができる。この場合において、共済計理人は、更に細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行う旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

6 共済計理人が合理的であると判断する場合は、第三項の規定にかかわらず、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行うことができる。この場合において、共済計理人は、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行う旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（一号収支分析の前提） 第六条（略）

2 前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）のうち一号分析期間が基準時点から少なくとも十年間の分析（以下「決定論的一号収支分析（十年間）」という。）の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。

一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に
に
応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること

イ 基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率をいう。以下同じ。）を上回る場合
次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ

2 一号収支分析は、共済事業の種類ごとに行うものとする。ただし、共済計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した共済契約の群団ごとに一号収支分析を行うことができる。また、共済計理人が合理的であると判断する場合は、複数の共済事業の種類をまとめて一号収支分析を行うことができる。

（新設）

（一号収支分析の前提） 第六条（略）

2 前条第二号の方法による分析（以下「決定論的一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に
に
応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること

イ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率をいう。以下同じ。）を上回る場合
次の(1)及び(2)に掲げるシナリオ

- (1) 無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降五年間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りから一号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ
- (2) 無リスク利回りが、一号分析期間の期初に、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りと一号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ
- ロ 基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率以下である場合 無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りのまま推移するシナリオ
- 二・三 (略)
- 四 一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。
- 3・4 (略)
- 5 第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回りは、基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回り及び基準時点の利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。
- 6 決定論的一号収支分析のうち一号分析期間が全期間の分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。
- 一 無リスク利回りに関するシナリオは、次に掲げるものであること
- イ 基準時点の国債の金利から見込まれる将来の金利で推移するシナリオ
- ロ 基準時点の国債の金利が一定で推移するシナリオ
- ハ イのシナリオに八十パーセント又は百二十パーセントを乗じるシナリオ

- (1) 無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降五年間にわたり毎年均等な低下幅をもって、基準時点の長期国債応募者利回りから一号分析期間の期初における標準利率にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ
- (2) 無リスク利回りが、一号分析期間の期初に、基準時点の長期国債応募者利回りから基準時点の長期国債応募者利回りと一号分析期間の期初における標準利率の平均値にまで低下し、その後は一定で推移するシナリオ
- ロ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率以下である場合 無リスク利回りが、一号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するシナリオ
- 二・三 (略)
- 四 一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。
- 3・4 (略)
- 5 第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の長期国債応募者利回りは、利付国庫債券（十年）応募者利回り及び利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。
- (新設)

二 ロのシナリオに八十パーセント又は百二十パーセントを乗じるシナリオ

二 基準時点の翌年度以降の新契約に係る契約高を見込まないこと。

三 共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の

資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金の繰入れに関するシナリオは、第

二項第二号の規定に準ずるものであること。

四 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、第二項第三号の規定に準ずること。

五 一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は第二項第四号の規定に準ずること。

7 共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第二項又は第六項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第二項又は第六項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

(一号収支分析に関する確認の基準)

第七条 共済計理人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める条件が満たされることを確認しなければならない。

一 確率論的一号収支分析のうち一号分析期間が基準時点から少なくとも十年間であるもの(以下「確率論的一号収支分析(十年間)」という。)を行った場合 作成した全てのシナリオのうち百分の九十以上のものにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の全ての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

6 共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

(一号収支分析に関する確認の基準)

第七条 共済計理人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める条件が満たされることを確認しなければならない。

一 確率論的一号収支分析を行った場合 作成したすべてのシナリオのうち百分の九十以上のものにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

二 決定論的一号収支分析（十年間）を行った場合 作成した全てのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の全ての事業年度末における責任準備金の積立が可能であること。

三 一号収支分析のうち一号分析期間が全期間であるもの（以下「一号収支分析（全期間）」という。）を行った場合 全期間にわたり共済金等の支払能力を維持し得ること。

2 共済計理人は、前項第一号及び第二号に定める条件が満たされない場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金の不足額（以下「責任準備金不足相当額」という。）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。

3 前項の責任準備金不足相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確率論的一号収支分析（十年間）を行った場合 全てのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した全ての値のうち上位百分の十を除いた残りの値において最大となる値

二 決定論的一号収支分析（十年間）を行った場合 全てのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した値の最大値

4 5 6 （略）

7 共済計理人は、一号収支分析（全期間）を行った場合において、一号分析期間の期末における資産の額から責任準備金の額を控除した額の現在価値（以下「収支相当額」という。）及び収支相当額を無リスクリ回りに関するシナリオごとに合計した額を附属報告書に記載しなければならない。

（三号収支分析の前提）

二 決定論的一号収支分析を行った場合 作成したすべてのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立が可能であること。

（新設）

2 共済計理人は、前項各号に定める条件が満たされない場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金の不足額（以下「責任準備金不足相当額」という。）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。

3 前項の責任準備金不足相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 確率論的一号収支分析を行った場合 すべてのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算したすべての値のうち上位百分の十を除いた残りの値において最大となる値

二 決定論的一号収支分析を行った場合 すべてのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した値の最大値

4 5 6 （略）

（新設）

（三号収支分析の前提）

<p>2 3 (略)</p>	<p>第十一条 三号収支分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならぬ。</p> <p>一 無リスク利回りは、三号分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券(十年)応募者利回りのまま推移するものとする。</p> <p>二 〆六 (略)</p> <p>七 三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三号の二収支分析の前提)</p> <p>第十六条 三号の二収支分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならぬ。</p> <p>一 無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の利付国庫債券(十年)応募者利回りのまま推移するものとする。</p> <p>二 〆六 (略)</p> <p>七 三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は、これを反映すること。</p>
<p>2 3 (略)</p>	<p>第十一条 三号収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならぬ。</p> <p>一 無リスク利回りは、三号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとする。</p> <p>二 〆六 (略)</p> <p>七 三号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>(三号の二収支分析の前提)</p> <p>第十六条 三号の二収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならぬ。</p> <p>一 無リスク利回りは、三号の二分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとする。</p> <p>二 〆六 (略)</p> <p>七 三号の二分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は法令の改正がある場合は、これを反映すること。</p>